

生	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

生 企 第 2 0 号  
令 和 4 年 4 月 1 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

### 少年補導協力員の運用上の留意点について

少年補導協力員の運用については、青森県少年補導協力員設置及び運営規程（昭和46年青森県警察本部訓令第17号）に基づき実施しているところであるが、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）が施行される令和4年4月1日からは、下記の事項に留意の上、各警察署の実情に応じた効果的な運用に努められたい。

### 記

#### 1 人選

少年補導協力員の人選に当たっては、補導に関する熱意が不十分である、名誉職を数多く兼務しているため実践活動が消極的である、あるいは必要以上の干渉にわたる者が選出されることがないように留意し、真に地域の住民から信頼され、尊敬される者が選出されるよう慎重を期すこと。

#### 2 教養

少年補導協力員を委嘱した場合には警察署単位等に参集を求め、少年非行の傾向、関係法令の基本的知識、少年補導の基本的心構え等について十分教養を実施するほか、連絡会等の開催日をとらえて、随時必要な教養を実施すること。

#### 3 適合者の選定

少年補導協力員は、民間協力者として委嘱されるものであり、特別な権限が付与されるものでないことを徹底し、行き過ぎ等の批判を受けることがないように指導すること。

また、少年警察活動を行うに当たり、協力を依頼する際には、当該少年補導協力員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、業務内容に最も適合した者を選定すること。

特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることか

ら、これらの活動に少年補導協力員に対して協力を依頼する際は、当該少年補導協力員の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

#### 4 保秘の徹底

少年補導協力員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないように徹底すること。

なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから少年補導協力員に伝えること。

ただし、個人情報 that 特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係るものの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

#### 5 事故防止

少年補導協力員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。

担当：生活安全企画課少年対策係